

福岡高速6号線（アイランドシティ線）事業用地跡地事業提案評価委員会要綱

（目的）

第1条 福岡高速6号線（アイランドシティ線）の事業用地の処分にあって実施する事業提案公募に関し、総合的な観点から検討及び評価を行うため、「福岡高速6号線（アイランドシティ線）事業用地跡地事業提案評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の目的）

第2条 委員会では、次の各号に掲げる事項について委員から参考となる意見を収集する。

- （1）公募要綱及び選定要領に関すること。
- （2）事業提案の評価及び事業者の選定に関すること。
- （3）その他土地処分に関し、必要と認める事項に関すること。

（組織及び委員）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、別表のとおりとする。

（委員会の開催）

第4条 委員会の会議は市長が必要と認めるとき招集する。

2 委員長は会議の議長となり議事を進行、統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長は必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 委員会の議事は、簡易な事項又は緊急を要するときには、文書の持廻りによって行うことができる。

（会議の公開）

第5条 委員会の会議は、事業者の競争上の地位の確保や提案内容の評価の公平性を確保するため、原則非公開とする。

（守秘義務）

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を辞した後においても、また同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を、福岡市道路下水道局計画部高速道路推進課に置く。

2 事務局は、委員会で議論すべき事項に関する資料の作成及び検討を行う。

3 事務局は、委員会の招集に関する事務を行う。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月26日から施行する。

別表

| 組 織 | 所 属 | 氏 名 |
|-------|---------------------------|--------|
| 委 員 長 | 九州大学 総合理工学研究院 教授 | 萩島 理 |
| 副委員長 | 福岡市道路下水道局計画部長 | 竹下 和宏 |
| 委 員 | 九州大学大学院 人間環境学研究院 准教授 | 志賀 勉 |
| ” | 行正晴實公認会計士事務所 公認会計士・税理士 | 行正 晴實 |
| ” | 福岡市住宅都市局 地域まちづくり推進部長 | 富田 久仁彦 |